
*
*
*
*
*
*
*
*

定 款

一般社団法人 糖尿病データマネジメント研究会

制 定 平成17年5月23日
公証人認証 平成17年5月23日
改 正 平成21年7月26日
平成23年7月24日

一般社団法人 糖尿病データマネジメント研究会 定款

第1章 総則

第1条(名称)

本法人は、一般社団法人糖尿病データマネジメント研究会と称し、英文では Japan Diabetes Clinical Data Management Study Group、略称は JDDM と表記する。

第2条(主たる事務所の所在地)

本法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第3条(目的)

本法人は、糖尿病医療の質の向上と発展に貢献し、もって国民の健康と福祉の増進をはかることを目的とする。

第4条(事業)

本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 糖尿病に関する学術集会の開催
- (2) 糖尿病に関する機関誌及び論文の刊行
- (3) 糖尿病データ管理ソフトウェアによる医療データの収集と解析・評価
- (4) 糖尿病治療の実態の把握と改善を目指したアウトカムリサーチ
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 基金

第5条(基金を引き受ける者の募集)

本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第6条(基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、解散まで返還しないものとする。

第7条(基金の返還手続)

基金の返還手続については、社員総会において返還すべき基金の総額を決議した後、理事会の決定したところにしたがって返還する。

第3章 社員及び会員

第8条(会員)

本法人は、本法人の目的に賛同して入会が認められた次の会員によって構成される。

(1)正会員

医師及び医学研究者

(2)準会員

正会員の所属する医療機関のスタッフ

(3)賛助会員

本法人の維持発展のために助成を行う法人又は団体

第9条(社員)

本法人の社員は、正会員のうち、第12条の規定により理事会の承認を得た者及び社員資格を付与された者とする。

2 社員のみが社員総会において議決権を行使することができる。

第10条(会員の経費負担義務)

社員及び会員は、本法人の目的を達成するために必要な経費(以下「会費」という)を負担しなければならない。但し、顧問は会費の納入を要しない。

2 会費の詳細は別に定める。

3 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第11条(名簿)

当会は、社員及び会員の氏名・住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に据え置くものとする。

第12条(入会及び入社)

本法人の会員になろうとする者は、代表理事宛てに、本法人所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 再入会の場合の手続は、前項にかかわらず規則で定めるものとする。

3 本法人の社員になろうとする者は、代表理事宛てに、社員1名以上の推薦状を添え、本法人所定の入社申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第13条(退会)

会員は、任意に退会することができる。ただし、文書によりその旨を代表理事まで届け出なければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会するものとする。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による社員総会の決議により、これを除名することができる。
 - (1) 本法人の目的に違反する行為があったとき
 - (2) 反社会的な行為をなす等、本法人の名誉を毀損したとき
 - (3) 本法人の社員又は会員としての義務に違反したとき
 - (4) 会費を2年以上滞納したとき
 - (5) 社員総会への出席状況等に鑑み、本法人の事業に関する重要事項の決定に参画する意欲に乏しいと判断されるとき

第4章 社員総会

第14条(社員総会)

社員総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 社員総会は、本法人の最高決議機関として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に定められた事項のほか、本法人の事業について代表理事の諮問に応じて審議し、本法人の運営に関する重要事項を決議する。
- 4 社員総会は、理事会の決議を経て、代表理事が招集する。
- 5 代表理事は、開催日の7日前までに開催日時、場所及び議題を社員に通知を発しなければならない。

第15条(議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第16条(決議の方法)

社員総会の議事は、法令及びこの定款に特別な定めのある場合のほかは、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条(議決権)

社員は、各一個の議決権を有する。

第18条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び社員総会で選任された議事録署名人1名がこれに署名もしくは記名押印する。

第5章 役員

第19条(役員)

本会には、次の役員を置く。但し、任期中に満70歳を迎える者は、役員にはなれない。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事会の決議によって、理事の中から1名の代表理事及び若干名の副代表理事を選任する。

第20条(選任)

本会の役員は、社員総会の決議により、社員から選任する。

- 2 理事及び本会の従業員は、監事となることができ
- 3 退会により社員の地位を失った者は、同時に役員の地位も失う。

第21条(任期)

理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 前二項の規定にもかかわらず、最初の役員の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補充によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

第22条(理事の職務)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、本法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条(監事の職務)

本会の監事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務及び財産の状況を調査すること
- (2) 理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査すること
- (3) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が規定する権限を行使し、本会の業務を監査すること

第24条(役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、本人が希望した場合、前項の理事会及び社員総会に先立ち、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第25条(顧問)

本法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本法人の発展に特に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の要請を受けて理事会に出席して意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。また、本会が開催する社員総会、学術集会、研究活動等に参加することができる。

第6章 理事会

第26条(構成)

本法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事で構成する。

第27条(権限)

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第28条(招集)

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事、各理事の順序により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第29条(議長)

理事会の議長は、代表理事とする。

第30条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第31条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名のうえ押印する。

第7章 資 産 及 び 会 計

第32条(事業年度)

本法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第33条(事業報告及び決算)

事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第34条(剰余金)

本法人は、剰余金が生じた場合であっても、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第35条(定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、総社員の3分の2以上の賛成による社員総会の決議を経るものとする。

第36条(解散)

本法人の解散は、理事会の決議を経て、前条の定める方法によらなければならない。

第9章 清算

第37条(残余財産の帰属)

本法人の清算後の残余財産の帰属は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第38条(公告の方法)

本法人の公告は、電子公告にて(本法人のウェブサイトを通じて)行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載して行う。

第11章 附則

第39条(最初の会計年度)

本法人の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、本法人成立の日から平成18年6月30日までとする。

第40条(設立当初の社員の氏名及び住所)

第9条の定めにかかわらず、本法人の設立当初の社員は次のとおりとする。

富山県富山市石坂東町25番地

小林 正

茨城県つくば市並木3丁目22番地14

川井 紘一

神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目13番地の3

平尾 紘一

第41条(設立当初の役員)

第20条の定めにかかわらず、本法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

代表理事 小林 正

副代表理事 川井 紘一

副代表理事 平尾 紘一

理事 金塚 東

理事 奥口 文宣

理事 杉本 英克

理事 大石 まり子

監事 山崎 勝也

監事 横山 宏樹

第42条(その他の規則)

本定款の施行に関する事項及び本定款に記載のない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の強行規定に反しない限り、理事会及び社員総会の議決を経て、別に規則を定めるものとする。

- 2 定款及び前項の規則に記載のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上